

青山通り街並み協定書

第1条（協定の趣旨）

- (1) 本協定は、国によって実施される青山通りの修景工事に合わせて、地域の側から率先して法を遵守し、良好な街路環境を維持し、かつ魅力的な街並みづくりを推進していくことを目的として、沿道の地域団体等の間で締結するものである。
- (2) 本協定は、国による修景工事の完了した区間から逐次、発効する。
- (3) 本協定のうち、道路管理に関する事項については国土交通省東京国道事務所等と、交通管理に関する事項については所轄警察署と別途協定を結ぶことで、実施に向けての制度的環境を整備していく。
- (4) 本協定のうち沿道の建物・広告看板ほか民地に関する事項については、自治体等と協議の上、都市計画・地区計画や条例等として法的な根拠を持たせることとする。例えば本協定の適用地域全体については、条例等による放置バイク・自転車禁止区域のほか、景観地区（景観重要道路）の指定を受けることとする。
- (5) 本協定のうち法的根拠付けが困難な事項であっても、自主ルール（まちづくり条例等に基づく道徳規準）として定め、定着を図ることとする。

第2条（コンセプト）

“世界に誇れる日本の顔としての青山通り”を目標に、それにふさわしい街路環境づくり、沿道の魅力的な街並みづくりを推進し、もって沿道の企業・店舗・住民の、さらには来街者・国民一般の共通の財産・利益に資する。

第3条（基本方向）

(1) 整然とした街路樹から街並み景観の骨格を形成する

適切な措置を講じることで街路樹を大きく育て、沿道の街並み景観の骨格を形成していく（その大きな緑陰効果が、沿道の企業・店舗・住民および来街者・国民一般の共通の財産となるようにする）。

(2) 安全・利便で清潔な歩行空間を十分に確保し、一流商業街路の基本条件を満たす

路上不法占用物件等を自ら除去することにより歩行空間を確保し、かつ清潔な環境を永続的に維持することで、一流商業街路の基本条件を満たす。

(3) 沿道の企業・店舗・住民の誇りとなる“青山通りブランド”を確立する

沿道の建物・広告看板ほか民地に関する独自のルールをつくり、遵守することで、青山通りならではの魅力“青山通りブランド”を醸成し、広く内外に向けて発信する。

第4条（適用地域）

本協定の適用地域は、国によって実施される青山通り修景工事の区間（一般国道246号青山一丁目交差点から渋谷宮益坂上交差点まで）および沿道奥行き30mまでのエリアを基本とする。なお同工事区間や同エリアに接続する道路や民地についても、関係者の賛同を前提に、適宜、本協定の適用地域に組み込んでいくこととする。

第5条（協定の締結・運営主体）

本協定は次の主体間で締結し、同時に、共同して自らその運営にあたるものとする。

- (1) 第4条の地域内にある商店会
- (2) 第4条の地域内にある町会
- (3) 第4条の地域内の(1)(2)以外の地域団体
- (4) その他、本協定の締結主体が認める者

なお、本協定の実効性を高めるため、例えば商店会とその会員たるビルオーナー、ビルオーナーとテナント間に、協定の趣旨に準拠した個別具体的な協定を別途締結する方向でも努力する。また商店会・町会等は新規会員の入会にあたり、あるいはビルオーナーはテナントの誘致および入居に先立ち、本協定の存在とその趣旨・概要を事前に説明することとする。

第6条（協定の支援・協力機関）

本協定の運営については第5条に定める各主体（以下、各主体）が共同であることとし、それを「特定非営利活動法人 渋谷・青山景観整備機構（以下、SALF）」が支援・協力するものとする。以下に、SALFの活動概要を定める。

- (1) 協定書の作成・変更と、各主体への通知
- (2) 協定書および関連事項についての各主体間の調整
- (3) 各主体を代表しての関係各官庁との折衝
- (4) 各主体を代表しての関係各官庁との個別協定の締結
- (5) 協定の履行についての支援・協力（街並みづくりに関する各主体への専門的助言・支援、各主体による見回り・監視・注意・通報への協力等）
- (6) 上記(1)～(5)に関わる事務・会議等の運営

なお、上記(1)～(6)に関わる費用については、第5条に定める各主体が共同で負担することとし、詳細は別に定める。また、SALFは本協定の支援・協力機関の立場において、第5条の締結に加わることとする。

第7条（沿道建物等の建ぺい率・容積率・高さ・壁面位置）

- (1) 都市計画法、建築基準法ほか条例・要綱等の定めるところにより、沿道の建物等に定められた建ぺい率・容積率・高さ・壁面位置を遵守する。

- (2) 沿道の建物等に絶対高さ制限を設ける。具体的な高さは別に定めるが、工作物・屋上広告物等すべてを含めた高さとして規制する。

第8条（沿道建物等の用途・店舗形態）

- (1) 都市計画法、建築基準法ほか条例・要綱等の定めるところにより、沿道の建物等に定められた用途制限を遵守する。
- (2) 沿道の建物等においては、下記の用途・店舗等を禁止する。
a. 風俗営業店、b. ナイトクラブ・キャバクラ・ホストクラブ
c. ラブホテル、d. 場外馬券売り場、e. ゲームセンター・パチンコ店
f. まんが喫茶、g. 消費者金融
- (3) 商業街路としての特性を保持するため、原則として沿道建物の1階は物販・飲食・サービス等の商業施設とし、事務所・住居は2階以上とする。
- (4) 商業街路としての連続性を持たせると同時にウインドーショッピングを容易にするため、原則として沿道建物の1階はガラス面とし、またシャッターを設置する場合には透過性のものとする。

第9条（建物の外壁、広告看板、投光器、日除け等の基本カラーと電飾等）

- (1) 建物の外壁、広告看板、投光器、日除け等については、都市計画法、建築基準法、道路法、道路交通法、東京都屋外広告物条例ほか法令・要綱等の定めるところに従うものとする。
- (2) 沿道の基本カラーを「茶・ベージュ・グレー・白」とする。
- (3) 建物の外壁、広告看板、投光器、日除け等のベースカラーに強い色(原色・蛍光色)を用いることは禁止する。また特段の事情がない限り、建物の外壁、広告看板、投光器、日除け等は(2)の基本カラーに合わせることとする。
- (4) 特定の企業カラーを持つ店舗等であっても(2)の基本カラーに合わせて変更するか、その色を低彩度(マンセル値2以下)に変え、沿道の街並みや建物との調和を図ることとする。
- (5) 広告看板、日除け等にポイントとして強い色(原色・蛍光色)を用いたい場合は、広告看板、日除け等面積の20%以内とする。
- (6) 建物の外壁、広告看板、日除け等に点滅する電飾や、縁取りとしての電飾を設けることは禁止する。
- (7) 投光器等による建物単独でのライトアップを禁止する。ライトアップについては、街並み全体の観点から、別に定める。

第10条（街並みづくりへの専門的助言・支援）

第7条～第9条について、第5条に定める各主体は、SALFに専門的助言・支援を求めることができる。

第11条（不法占用物件、チラシ貼付等の禁止）

道路法、道路交通法の定めるところにより、歩道上に商品・看板・旗・物置き・ゴミ箱・灰皿・ベンチ・鉢植え等を設置してはならない。また歩道橋・電話ボックス・電力関係施設・警察関係施設等の公共物に、許可なく広告・チラシ等を貼りつけてはならない。

第12条（歩道上空の看板、投光器、日除け等の設置許可）

歩道上空の看板、投光器、日除け等を設置する場合は、道路法に基づく道路占用許可や、道路交通法・東京都屋外広告物条例に基づく許可を取得しなければならない。また設置者は所定の道路占用料を支払うものとする。

第13条（違法駐車・駐バイク・駐輪への対応）

路上に、道路交通法に違反するような駐車等をしてはならない。

- (1) ビルオーナーやテナント(店主)は、従業員が路上に駐車・駐バイク・駐輪をしないよう、厳格に指導する。
- (2) 建築主は建物を新築する際、条例等に即して、敷地内に所定の駐車・駐バイク・駐輪スペースを整備する。また商業店舗を設置する場合、敷地内に来店者数に見合った駐輪場(売場面積 200 m²あたり 10 台分)を確保する。
- (3) 建築主と土地所有者が異なる(建築主が借地により建築を行おうとする)場合、土地所有者は建築主に対して、上記(1)(2)を土地貸し出しの条件として提示する。
- (4) 違法と思われる駐車・駐バイクを発見した場合、ビルオーナーやテナント(店主)は、所轄警察署(含、民間監視員)と道路管理者(東京国道事務所等)に通報し、その指示に従う。また違法と思われる駐輪を発見した場合、ビルオーナーやテナント(店主)は、自ら駐輪車両の移動・整列を行うとともに、所轄警察署と道路管理者・自治体に通報し、指示に従う。
- (5) 上記(4)において、責任の範囲は各ビル・店舗の間口前の部分とする。

第14条（清掃・美化）

- (1) 清掃は各ビル・店舗が、営業前・営業後の計2回、目に見えるゴミが無くなるまで行う。なお、責任の範囲は各ビル・店舗の間口前の部分とする。
- (2) 24時間営業の店舗等は、午前10時と午後10時の計2回、目に見えるゴミが無くなるまで清掃を行う。なお、午後10時以降に営業する店舗等の責任範囲は、各店舗等の間口前と左右20mとする。
- (3) 地域団体が企画する共同美化活動には積極的に参加し、通り全体として美化の意識を高めることとする。

第15条（自動販売機等の管理）

- (1) 自動販売機の管理者は、自動販売機に隣接して必ずゴミ箱を設置し、空き缶回収に努める。なお自動販売機・ゴミ箱とも管理者の敷地内に設置することとし、道路上にはみ出さないようにする。
- (2) 自動販売機・ゴミ箱の色は、第9条(2)の基本カラー「茶・ベージュ・グレー・白」を基調とするか、あるいはその色を低彩度(マンセル値2以下)に変え、沿道の街並みや建物との調和を図ることとする。

第16条 (ゴミ処理)

- (1) ゴミ処理は各地域団体の定めるルールに従い、指定された収集日・場所に出すものとする(前日および収集後のゴミ出しは禁止する)。
- (2) 各ビル・店舗等が設けるゴミ箱は自らの敷地内に設置するものとし、道路上には置かない。

第17条 (街路樹・植栽等の管理)

- (1) 各ビル・店舗等の間口前にある街路樹は、当該ビル・店舗等が責任を持って管理(根締め植栽への水遣り、雑草の手入れ等)を行う。頻度は週1回を原則とする。
- (2) 落ち葉の清掃は、第14条の各項目に合わせて行う。

第18条 (路上販売等の禁止)

道路法・道路交通法および条例等の定めるところにより、路上に露店・屋台・商品陳列台、その他工作物等を設置することは禁止する。違法な路上販売等を発見した場合は、所轄警察署と道路管理者に通報し、その指示に従う。

第19条 (第三者へのまた貸しの禁止)

道路法・道路交通法の定めるところにより、歩道照明灯のバナー使用や道路占用・使用に関わる許可を第三者にまた貸ししたり、それに伴う負担を第三者に強いたりしてはならない。これは直接間接の金銭徴収の形態に限らず、実質的な負担をも含めて禁止するものである。

第20条 (公開空地の性質保持と使用的場合の申請)

公開空地は法の定めるところにより、24時間一般に公開することが求められており、建築主・ビルオーナーは、その性質を保持しなければならない(公開空地上に障害物を置き、一般的通行等に支障を与えてはならない)。地域活性化に寄与するか、あるいは公共公益的な活動のために公開空地を活用することは認められているが、その場合であっても、東京都にその旨申請し、活用目的等が適切であるか否かについて指導を受けなければならない。

第21条 (路上禁煙)

条例等の定めるところにより、路上喫煙、並びに所定の場所以外での喫煙は禁止する。

第22条 (騒音防止)

- (1) 各ビル・店舗等は屋外に向けて放送機器・音響機器等を設置しない。
- (2) 各ビル・店舗等で流す音は、屋外に漏れないように注意する。

第23条 (見回り・監視・注意・通報等への支援・協力)

第11条～第22条に関連して、第5条に定める各主体は、自ら行う見回り・監視・注意・通報等において、SALFの支援・協力を求めることができる。

下記主体は上記の協定の趣旨を実現すべく、自ら率先して周囲を啓蒙し、協定項目の一層の具体化と遵守に努めると同時に、相互に連携して行動することを約束する。

平成18年7月吉日

(港区) 青山商店会連合会 理事長 小林敬三

(港区) 青山一二丁目商栄会 会長 森脇健三

(港区) 青山外苑前商店街振興組合 理事長 小林敬三

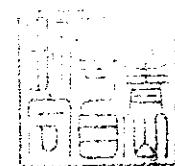
(港区) 青山三丁目商店会 会長 水田富則

(港区) 青山表参道商店会 会長 秋田俊典

(渋谷区) 渋谷・東地区まちづくり協議会 代表幹事 小林幹育

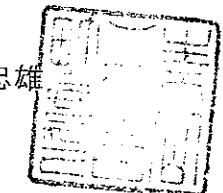
(渋谷区) 渋谷青山通り商店会 会長 吉澤清吉

(港区) 北青山一丁目町会 会長 宮崎昭次



(渋谷区) 渋谷宮益商店街振興組合 理事長 小林幹育

(港区) 青山二丁目町会 会長 山本忠雄



(渋谷区) 心和会 会長 仲田健治

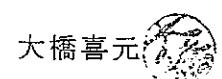


(港区) 南北青山二丁目町会 会長 鈴木常夫

(渋谷区) ときわ松町会 会長 国見昭二



(港区) 青山外苑町会 会長 大橋喜元



(渋谷区) 渋谷第一町会 会長 小林英雄



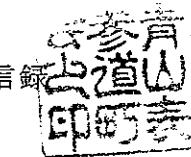
(港区) 青山三四丁目町会 会長 佐々木義信



(渋谷区) 渋谷二丁目町会 会長 木村 勉



(港区) 青山表参道町会 会長 川島信鋳



(渋谷区) 宮益町会 会長 小林幹育



NPO 渋谷・青山景観整備機構(SALF) 理事長 井口典夫

